

入札説明書

(京都府立学校等で使用する電力調達について)

(平成28年11月8日付け公告分)

京都府入札課

一般競争入札の実施に係る入札公告（平成28年11月8日付け京都府公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成28年11月8日

2 契約担当者 京都府知事 山田啓二

3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課 入札管理担当
電話番号(075-414-5442)

4 入札に付する事項

(1) 調達の種類及び数量

京都府立学校等で使用する電力調達 一式

(2) 契約書及び仕様等

本入札における契約事項及び仕様等は、別紙基本契約書及び仕様書によるものとする。
各電気需要者と落札者との個別契約については、別紙個別契約申込書及び同承諾書により行うものとする。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで（1箇年間）

(4) 調達施設

京都府立学校等（73箇所、別紙仕様書のとおり）

5 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けていない者

エ 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していない者

オ 適正な電力供給のための体制が確立されておらず、供給約款等が整備されていない者

- カ 「京都府庁グリーン調達方針」別表3における判断基準(1)を満たさない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
- (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

7 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（別紙様式）及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、入札参加資格確認手続に係る質疑については随時回答する。

(1) 提出期間

平成28年11月8日（火）から平成28年11月21日（月）まで
（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 提出場所 3に同じ

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便により提出期間内に必着のこと。

(4) 提出（確認）資料

次の書類を各一通、提出期間中に持参又は郵送により申請書に添付して提出すること。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款

- イ 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類
- ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（別紙様式）
- エ 営業経歴書及び営業実績調書
- オ 取引使用印鑑届（別紙様式）
- カ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- キ 電力供給約款等
- ク 6(1)ウ～カに該当しないことを証する書類
- ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別紙様式）
- コ 宣誓書（別紙様式）
- サ 返信用封筒（第一種定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、82円切手を貼付したもの）

(5) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 参加資格を有する者の名簿への登載

5及び6について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府立学校等で使用する電力調達業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

9 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、9による資格審査の結果を通知した日から平成29年3月31日までとする。

11 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（5又は6の(1)のア、キ若しくはクに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他府が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審

査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

12 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。
 - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

13 入札手続等

(1) 入札の参加

9により送付した確認結果通知に参加資格「有」の記載のある者以外の者の参加は認めない。(入札の際に確認します。)

(2) 入札の日時及び場所

ア 日 時 平成28年12月19日(月)午前11時30分

イ 場 所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課 入札室

ウ その他 郵送による場合の入札書の提出については下記(3)キのとおりとする。

(3) 入札の方法

ア 入札書を別紙様式により作成し、持参するものとする。ただし、郵送により提出することができる。

イ 代理人が入札する場合は、委任状(別紙様式)を提出しなければならない。さらに、入札書に入札者の名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に名称又は商号及び「京都府立学校等で使用する電力調達」と記入し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、2回までとする。なお、再度入札の参加者が1者となった場合であっても、原則として入札を執行する。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

キ 郵送による入札書の提出方法

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に「12月19日開札 京都府立学校等で使用する電力調達 入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、入札執行者（京都府総務部入札課長）あての親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(エ) 提出先等

提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課 入札管理担当 あて

受領期限 平成28年12月16日（金）午後5時まで（必着）

添付書類 確認結果通知書の写し（1枚）

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(7) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係る職員（以下「入札関係職員」という。）に対して質疑書（別紙様式）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質疑書

(ア) 提出日 平成28年12月2日（金）正午まで

(イ) 提出方法 F A X 可（F A X 番号075-414-5450 電話番号075-414-5442）

(ウ) 提出場所 3に同じ

イ 回答書

(ア) 交付日 平成28年12月9日（金）に送付

(イ) 交付方法 F A X にて、9の資格確認結果通知書を送付した全者に対し交付する。

ウ 質疑及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。

エ 質疑及び回答書の提出・交付の受理に応じない者でも、その内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

(8) 入札書に記載する金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は、13の(2)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、入札参加者のすべてが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合は別に定める日時において再度の入札を行う。

なお、再度入札の参加者が1者となった場合であっても、原則として入札を執行する。

また、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

キ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札条件に違反した者のした入札

(12) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者

を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

14 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

15 契約保証金

落札者は、落札金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号に該当する場合は免除する。

16 契約書の作成の要否

要する。（別紙基本契約書案により作成する。）

17 入札金額の積算

積算に当たっては以下の単価を基本とし、仕様書に示す電力使用計画に基づき入札者の積算式により算出するものとし、落札者の決定は、上記により算出された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。また、積算に当たり用いたアからウに係る単価及び算出式については落札決定後も適用する。

ア 基本料金(円/kW)

イ 電力量料金(円/kWh)

ウ 燃料費調整額は契約期間内を見込んだ単価で積算する。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は「0円/kWh」として積算する。

18 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格における実務実績については、当該法人が元請けとして実施した実績でなければならない。

(2) 1から17までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

(4) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、確認結果通知書のほか、印鑑、名刺を持参すること。

(5) 入札金額の積算根拠を示す資料を入札書と同時に提出すること。

また、積算根拠書類は返却しない。

(6) 落札者は、落札後 7 日以内に契約関係書類等を提出すること。

- 19 この調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申し立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

その他の配布書類

- (1) 基本契約書、仕様書
- (2) 個別契約申込書、同承諾書
- (3) 一般競争入札参加資格審査申請書
- (4) 納税証明書交付請求書、府税納税証明書
- (5) 取引使用印鑑届
- (6) 委任状（契約等委任用、入札委任用）
- (7) 宣誓書
- (8) 入札書 2 枚 ※ 1 枚は再入札用です。
- (9) 入札書等の記入例
- (10) 入札参加申請書類チェック表
- (11) 京都府庁グリーン調達方針（抄）
- (12) 質疑書